

市川市指定地域密着型通所介護事業者  
市川市指定認知症対応型通所介護事業者  
市川市指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

} 各位

市川市福祉部福祉政策課

### 入浴介助加算に係る入浴の解釈について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の入浴介助加算に係る「入浴」の解釈については、従前、「全身の洗浄」としていたところですが、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 3 年 3 月 16 日老高発 0316 第 3 号・老認発 0316 第 6 号・老老発 0316 第 5 号）にて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）（以下「留意事項通知」という。）の一部が改正されたことに伴い、入浴介助加算に係る「入浴」の解釈を改正後の留意事項通知第 2 の 3 の 2(8)（4(9)で準用する場合を含む。）のとおりとします。

なお、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護における入浴介助加算の解釈について（平成 30 年 8 月 1 日市川第 20180720-0218 号）は本通知日をもって廃止とします。

旧	新
「全身の洗浄」	「利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。」

#### 【問い合わせ先】

市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

〒272 - 8501 市川市八幡 1 - 1 - 1

TEL047-712-8548（直通）